

刑 総 第 8 0 6 号  
平成 1 6 年 1 2 月 2 8 日

各 所 属 長 殿

岐 阜 県 警 察 本 部 長

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する法律  
の施行について

この度、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律の一部を改正する  
法律（平成16年法律第164号。以下「法」という。）が別紙のとおり制定され、  
本年12月30日から施行されることとなった。

法の制定の趣旨、要点及び解釈上の留意事項は、下記のとおりであるので、執  
務の参考にされたい。

## 記

### 第 1 制定の趣旨

インターネット等を通じて売買された他人名義の預金口座等を不正に利用  
した詐欺等の犯罪行為が多発している現状にかんがみ、預貯金通帳等を譲り  
受ける行為等についての処罰規定が設けられたものである。

### 第 2 要点

#### 1 題名の改正

法律の題名を「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律」から  
「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止  
に関する法律」に改めることとした。

#### 2 目的の改正（第 1 条関係）

目的規定に「預貯金通帳等を譲り受ける行為等についての罰則」を定める  
旨及び「預金口座等の不正な利用の防止」を図る旨を追加することとした。

#### 3 罰則の新設（第16条の 2 関係）

##### （ 1 ）預貯金通帳等を譲り受ける行為等の処罰（第 1 項関係）

他人になりすまして金融機関等との間における預貯金契約に係る役務の  
提供を受けること又はこれを第三者にさせることを目的として、当該預貯  
金契約に係る預貯金通帳、預貯金の引出用のカード、預貯金の引出し又は  
振込みに必要な情報その他金融機関等との間における預貯金契約に係る役  
務の提供を受けるために必要なものとして政令で定めるもの（以下「預貯  
金通帳等」という。）を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受け  
た者は、50万円以下の罰金に処することとした。通常の商取引又は金融取  
引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償

で、預貯金通帳等を譲り受け、その交付を受け、又はその提供を受けた者も、同様とすることとした。

(2) 預貯金通帳等を譲り渡す行為等の処罰 (第2項関係)

相手方に(1)の前段の目的があることの情を知って、その者に預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、(1)と同様とすることとした。通常の商取引又は金融取引として行われるものであることその他の正当な理由がないのに、有償で、預貯金通帳等を譲り渡し、交付し、又は提供した者も、同様とすることとした。

(3) 業として預貯金通帳等を譲り受ける行為等の処罰 (第3項関係)

業として(1)又は(2)の罪に当たる行為をした者は、2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科することとした。

(4) 勧誘、誘引行為の処罰 (第4項関係)

(1)又は(2)の罪に当たる行為をするよう、人を勧誘し、又は広告その他これに類似する方法により人を誘引した者も、(1)と同様とすることとした。

4 施行期日 (附則関係)

公布の日(本年12月10日)から起算して20日を経過した日(12月30日)から施行することとした。

第3 解釈上の留意事項

1 目的 (第1条関係)

預貯金通帳等を譲り受ける行為等についての罰則を定めることにより、法の目的に預金口座等の不正な利用の防止を図ることが加わったことを明らかにしたものである。

2 罰則 (第16条の2関係)

(1) 預貯金通帳等を譲り受ける行為等 (第1項関係)

ア 前段

「他人になりすまして金融機関等との間における預貯金契約に係る役務の提供を受ける目的」とは、他人名義の口座を、その人のふりをして、自分のために利用する目的のことをいう。

「預貯金契約に係る役務の提供」とは、預貯金の預入れ、払出し、引出し、振込み等のことをいう。

「これを第三者にさせることを目的として」とは、預貯金通帳を自分自身が利用する目的ではなく、それを譲り渡した相手方等の第三者に利用させる目的をいう。「第三者」とは、具体的な第三者を想定している必要はなく、また、利用する「第三者」は、預貯金通帳等を供与する直接の相手方に限るものではない。

「預貯金の引出用カード」とは、金融機関等が発行するキャッシュカード等のことをいい、「預貯金の引出し又は振込みに必要な情報」と

は、キャッシュカードの暗証番号や、いわゆるネットバンキングにおいて、金を他の口座に振り込むために必要となる個人識別番号やパスワード等のことをいう。

預貯金通帳、預貯金の引出用カード、預貯金の引出し又は振込みに必要な情報のうち1つでも譲り受けるなどすると本項の罪は成立する。

「譲り受け」とは、第三者から預貯金通帳等をあたかも自分のもののように扱う意思を持ってこれを占有する場合をいい、「交付を受け」とは、レンタル等他者の観念的な占有を受け入れつつ自分が当該預貯金通帳等を利用するために直接占有しているに過ぎない場合をいい、「提供を受け」とは、キャッシュカードの暗証番号等情報の供与を受ける場合をいう。

#### イ 後段

法により、現在行われている適法な経済行為を萎縮させることのないよう、「通常の商取引又は金融取引」等の正当な理由がある場合については、処罰の対象から除くものである。「通常の商取引」とは、営業譲渡に伴い、屋号名義での口座に係る通帳の譲渡し等が有償により行われている場合等をいう。「通常の」「金融取引」とは、元々譲渡することが前提であるいわゆる譲渡性預金等をいう。

その他「正当な理由」がある場合としては、金融機関の合併等により、今は存在しない金融機関等の通帳等を、その希少価値からコレクターが有償にて取得する場合等が考えられる。

「有償で」とは、金銭その他の対価を交付すること若しくは対価となるべき利益の供与を行うこと又はそれらの約束をすることをいう。金銭等の対価の交付等を約束した上で預貯金通帳等を交付するなどすれば足り、現実に金銭等の対価が交付されるなどすることは必要ない。

#### (2) 預貯金通帳等を譲り渡す行為等(第2項関係)

「相手方に前項前段の目的があることの情を知って」とは、いつ、だれが、どのような役務の提供を受ける目的があるかまでの認識は必要なく、未必的な認識で足りるものである。

#### (3) 業として預貯金通帳等を譲り受ける行為等(第3項関係)

「業として」とは、同種の行為を反復継続して行う意思を持って一定の行為をすることをいう。

#### (4) 人を勧誘し、又は誘引する行為(第4項関係)

「勧誘」とは、特定の者に対して、自己の欲するとおりにある行為をするように直接働きかけることをいい、「誘引」とは、自己の意思を間接的に表示して誘いかけ、相手方となる者の申込みを待つことをいう。

また、誘引行為の方法として例示されている「広告」とは、新聞、雑誌等の媒体により、広く世間に伝達する行為をいい、「その他これに類似す

る方法」とは、新聞、雑誌等における広告と同様の効果を有するインターネット掲示板上の書込み、看板、貼り紙、チラシ等による意思の伝達行為をいう。

なお、本項に規定された広告等誘引行為については、法施行日後に掲示等されたものに限り処罰の対象となる。ただし、法施行前に掲示等されたものであっても、掲示等を行った者が、法施行後にその掲示等の取りやめを強く要請されたにもかかわらずこれに応じず継続して掲示等を行うなど、法施行後において新たに掲示等したものと同視することができるような場合には処罰の対象となる。

#### (5) その他

金融機関等から預貯金通帳等を詐取した者については、刑法第246条の詐欺罪と法第16条の2第1項の譲受け罪が成立し、両者は観念的競合となる。

金融機関等から詐取した預貯金通帳等を第三者に譲り渡した者については、刑法第246条の詐欺罪と法第16条の2第2項の譲渡し罪の併合罪となる。

金融機関等から詐取した預貯金通帳等を譲り受けた者については、刑法第256条の盗品譲受け等罪と法第16条の2第1項の譲受け罪が成立し、両者は観念的競合となる。

【別紙省略】